



ZURICH

チューリッヒの家財保険

ミニケア
賃貸保険

あなたのお部屋の大切なモノ

チューリッヒ少額短期保険がしっかりサポートします。



チューリッヒ少額短期保険の【賃貸家財総合保険】

商品パンフレット [2024年12月版]



家財と聞くと真っ先に思い浮かぶのは、

テレビ、パソコン、冷蔵庫、洗濯機、ベッド…など

家電製品や家具類だけど…

趣味で弾く**ギター**とか



愛用の**アウトドアグッズ**、

こだわりの**服・カバン**や



食器 などなど…。

あなたが大切にしているアレもコレも

家財の保険で守るモノだって

知っていましたか？



意外にイロイロなモノが含まれている家財。
でも、どんな場合に補償されるの？



お部屋にあるモノの補償……………-P3- 家財補償

コワイのは火災だけではありません。
その他にも、実はさまざまなリスクがあります。

バイショウセキニン?!ってなに？



他の人に対する賠償責任の備え…-P4- 賠償責任補償

不注意でボヤを起こし、壁の一部を損傷させてしまった！
大家さんへの修理費用など、あなたが支払いの責任を負うことも…。

まさかの大事故でお部屋に住めない！！
でも、まとまった費用なんて…



まとまった支出への備え……………-P5- 費用補償

まさかの火事でしばらくはお部屋に住めない！
そんなときに必要な、まとまった費用もミニケア賃貸保険にお任せください。

保険の説明って、小さくわかりにくく書かれてるよね…

大切なコトをなるべく大きい字でわかりやすくまとめてみました。…………… P6



家財補償

家電や家具、趣味のアイテム、洋服、アクセサリーや時計、食器などの小物、さらには靴や下着など…お部屋にあるアレもコレも、実は家財に含まれます。補償（保険金額）を決めるときには、あなたのお部屋にある大切なモノがすべて含まれるか、必ず確認してください。

こんな場合に保険金をお支払いします。



支払い限度額：お客さまの選択される金額

1

火災、落雷、破裂・爆発

火災や落雷などで家財が損害を受けたとき



2

風災・雹（ひょう）災・雪災

台風による強風や大雪などで家財が損害を受けたとき



3

物体の落下・飛来・衝突など

屋外で倒れた木や走行車などが外壁を破って自室に侵入し家財が損害を受けたとき



4

給排水設備や上階からの事故による水漏れ

自室や他の戸室の水漏れで家財が損害を受けたとき



5

盗難

家財が盗難にあったり、またその際に損害を受けたとき



6

騒じょう、労働争議に伴う暴力・破壊行為

騒じょうや暴動などで家財が損害を受けたとき



ご注意ください!

地震による損害と水災（河川の氾濫、土砂崩れなど）による損害は、ミニケア賃貸保険では補償されません。

補償のポイントや保険金が支払われない場合については、まとめページ（P6）をご覧ください。



賠償責任補償

何気ない日常生活のちょっとしたアクシデントで、大家さんや第三者への損害賠償責任を負ってしまうことがあります。そんなときの備えに、賠償責任補償が必要です。

こんな場合に保険金をお支払いします。

借家人賠償責任

 支払い限度額: 1,000万円

以下の①や②の事故によって借りている部屋が破損し、大家さんに対して原状回復義務に基づく法律上の損害賠償責任を負ったとき、1回の事故につき1,000万円を限度に保険金をお支払いします。

<対象となる事故…①火災、破裂・爆発 ②給排水設備に生じた事故に伴う水ぬれ>



▼ 例えば、こんなときに保険金をお支払いします。

ストーブの消し忘れでボヤを起こしてしまい、壁紙やフローリングが焼け、修理・交換することになった。

自室を掃除中に給配水管に物をぶつけて壊してしまい部屋中が水浸しになり床を一部補修することになった。

個人賠償責任

 支払い限度額: 1,000万円

日常生活の偶然な事故で他人にケガをさせたり、他人のモノを破損したことによって、法律上の損害賠償責任を負ったとき、1回の事故につき1,000万円を限度に保険金をお支払いします。



▼ 例えば、こんなときに保険金をお支払いします。

自転車で走行中、停めてあったクルマにぶつかりバンパーを破損させ、修理費用を請求された。

自室の洗濯機のホースが外れて、下の部屋が漏水したため衣服類が汚れ、弁償を求められた。

飼っているペットが、通行人に噛み付いてケガをさせてしまい、医療費を請求された。

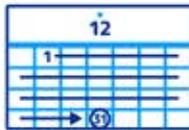
費用補償

お部屋のトラブル時に発生するまとまった出費を、各種費用補償で幅広くサポートします。

こんな場合に保険金をお支払いします。

 支払い額: 10万円

生活再建費用



家財補償の対象となる事故(盗難を除く)によって、以下の①や②のような状況が生じて借りているお部屋に住めなくなったときに、復旧までの当座の生活資金として、1回の事故につき10万円をお支払いします。

①飲み水、電気やガスが供給停止したり排水設備が使用できないなどの状態が30日以上続いたときや、30日以上続くという事実が確認できる場合

②借りている部屋の室内を修復するために30日以上その部屋で暮らせない場合

 支払い限度額: 100万円

修理費用



家財補償の対象となる事故によって部屋に損害が生じたときで、部屋を借りている方がその修理費用を自己負担された場合は、100万円を限度にその実費をお支払いします。

 支払い限度額: 30万円(保険期間通算)

被害事故 法律相談費用



偶然的事故でケガや家財の損害などの被害を受け、弁護士などへの相談費用を負担した場合に、その費用について保険期間通算(2年の場合は1年ごと)で30万円を限度に保険金をお支払いします。

こんな費用の補償もあります。

 支払い限度額: 実際に生じた費用

損害防止費用



火災、落雷、破裂・爆発の事故の際に消火器具を使用するなど、損害の発生または拡大防止のために有益と認められる費用(含 器具の費用)を支出した場合に保険金をお支払いします。

 支払い限度額: 家財保険金10%に相当する額

残存物 片づけ費用



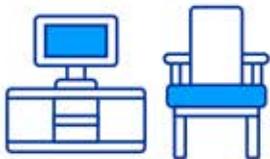
家財の保険金が支払われる事故によって、がれきなど残存物の片づけ費用が生じた場合は、家財の保険金の10%に相当する金額を限度として保険金をお支払いします。

まとめページ(大切なこと)

【その1】それぞれの補償に関するお支払いの条件

補償ごとに異なる、もしものときにお支払いする保険金の条件を以下にまとめました。

家財補償



- ・風災、雹(ひょう)災、雪災に対する補償は、損害額が20万円以上となる場合に保険金をお支払いします。
- ・雪災によって複数の損害が発生したときで、別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故による損害とみなします。
- ・盗難による家財の補償は、現金は20万円がお支払いの限度額となり、預貯金証書(通帳など)は200万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度額となります。

賠償責任補償



借家人賠償責任

- ・補償を受けられる方(被保険者)が借りているお部屋の損害について、大家さん(貸主)に対して負う賠償責任を補償します。

個人賠償責任

- ・補償を受けられる方が日常生活上の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のモノを破損させたことにより負う賠償責任を補償します。
- ・法律上の損害賠償責任が発生する場合でも、補償を受けられる方が業務に従事中に発生した偶然な事故による場合はお支払い対象とはなりません。

ご注意ください!



賠償責任とは、法律上の損害賠償責任を負う場合に限って保険金をお支払いするものであるため、道義的責任(お詫び)は保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

費用補償



修理費用

- ・対象となる修理費用は、賃貸借契約に基づいて負担したもの、または防犯上緊急に実施が必要であったと認められるものに限りま。

被害事故法律相談費用

- ・保険期間通算(2年の場合は1年ごと)で30万円までの費用を補償することができます。
- ・対象となる弁護士費用または法律相談費用は、被害事故により
 - ①身体に障害を被ること
 - ②被保険者所有の家財が損害を被ることのいずれかの理由によるものである必要があります。

まとめページ (大切なこと)

【その2】保険金をお支払いしない場合

各補償には、保険金をお支払いしない場合があります。主な場合を以下にまとめました。

保険金をお支払いしない主な損害 (すべての補償に共通します)

- ・台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの事故による損害
- ・地震、噴火や津波による損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵などの建物内部への吹き込みや浸み込みなどによる損害 (建物外側部分の破損を伴わない事故の場合)
- ・給排水設備の事故に伴う水漏れなどの損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
- ・保険の対象の欠陥によって生じた損害
- ・自然の消耗、劣化や性質の変化による損害
- ・補償を受けられる方やその同居のご親族の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害



このような場合は、いずれの賠償責任費用も保険金をお支払いしません。

- ・補償を受けられる方の業務が直接の原因となる損害賠償責任
- ・もっぱら補償を受けられる方の業務のために使用される動産や不動産の所有、使用や管理に起因する損害賠償責任
- ・補償を受けられる方と同居する親族との間で生じた損害賠償責任
- ・第三者との間の取り決めによって加重された損害賠償責任
- ・補償を受けられる方の心神喪失に起因する損害賠償責任



事故のご連絡をいただいてから 保険金をお支払いするまでの流れ

事故が起きたときのお手続きと、保険金お支払いまでの流れをまとめました。



保険金のご請求には、以下のような書類をご準備いただく必要があります。

確認事項	ご提出が必要な書類	盗難事故	それ以外の事故
保険金の請求意思や振込先など	保険金請求書	○	○
災害による被害の程度	罹災証明書	-	△
事故による損害	被災物件・被災箇所の写真や修理見積書など	△	○
盗難の状況や警察への届出内容	盗難状況報告書	○	-
事故が発生したお部屋が契約中の賃貸物件であること	借戸室の賃貸借契約書写し	△	△

○: 必ず必要な書類 △: 場合によっては必要な書類 ※上記以外にも、当社が必要と判断した書類のご提出をお願いすることがあります。

チューリッヒ少額短期保険会社は、チューリッヒ・インシュアランス・グループの100%子会社として2018年10月に誕生しました。

**私たちは、ユニークな商品・サービスとテクノロジーを通じて
日本の新しい保険マーケットを創造し、フィンテックカンパニーとして
お客さまの生活に安心と安全をお届けすることを目指します。**

会社概要 (2024年12月1日現在)

名 称 : チューリッヒ少額短期保険株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 服部 哲弥
登 録 番 号 : 関東財務局長 (少額短期保険) 第63号
本 社 : 〒164-0003 東京都中野区東中野3-14-20
事 業 内 容 : 少額短期保険業
株式取得年月 : 2018年10月

グループ概要 (2023年12月31日現在)

名 称 : チューリッヒ・インシュアランス・グループ・リミテッド (Zurich Insurance Group Ltd)
設 立 年 : 1872年
本 社 : スイス連邦チューリッヒ市
代 表 者 : CEO マリオ・グレコ
事 業 内 容 : 保険業
従 業 員 数 : グループ総数 約60,000人
保 険 収 益 : 約561億USドル
事 業 利 益 : 約74億USドル
総 資 産 : 約3,614億USドル
サービス提供網 : 世界200以上の国と地域

